

令和4年度第1回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名	令和4年度第1回 東大和市立図書館協議会
開催日時	令和4年6月30日（木）午後3時～4時20分
開催場所	東大和市立中央図書館 2階視聴覚室
出席者	（委員）江原委員、住吉委員、柴田委員、六馬委員、荒川委員、 村山委員、須藤委員、岡崎委員、飯田委員 （欠席者）島委員 （事務局）真如（教育長）、小俣（教育部長）、 浴（中央図書館長）、内野（管理係長）、 柳原（事業係長） （指定管理者）株式会社図書館流通センター 井上（統括館長兼清原図書館長）、森田（桜が丘図書館長）、 北口（多摩営業部エリアマネージャー）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 2人

- 会議次第**
1. 開会
 2. 議題
 - （1）令和4年度事業について
 - （2）その他
 - ①新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について
 - ②中央図書館会議室の試行的開放について

- 配布資料**
- ・ 次第
 - ・ 図書館の重点目標（令和4年度）
 - ・ 図書館事業計画
 - ・ 中央図書館会議室の試行的開放について

1. 開会前

【委嘱状の交付】

2. 委員自己紹介

3. 教育長あいさつ

4. 職員自己紹介

5. 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に荒川委員、副会長に六馬委員が選出される。

6. 開会

会 長：令和4年度第1回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。会議を行います。本日は傍聴者がいます。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

7. 議題

(1) 令和4年度事業について

会 長： 次第の7. 議題に入ります。議題（1）「令和4年度事業について」の説明をお願いします。

事務局： それでは、資料1の1ページをご覧ください。令和4年度の図書館の重点目標についてですが、1の「資料の収集」につきましては、「高度化し、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料（図書、雑誌、CD等）の収集に努める」としております。資料費につきましては、令和4年度は3館の合計で、3,309万1千円となっております。前年度に比べて、14万2千円、率にして0.4%増となっております。

続きまして、2の「サービス活動の充実について」であります。アの部分は、開館日や開館時間に関する内容です。桜が丘図書館・清原図書館の両地区図書館は、令和4年4月から指定管理者、株式会社図書館流通センターによる運営が始まりました。これまでと変わった事項としては、まず開館時間ですけれども、火曜日から金曜日までの平日の開館時間が午前10時から午後7時まで延長となりました。また、休館日につきましても以前は、桜が丘図書館が毎週火曜日、清原図書館が毎週月曜・火曜日でしたけれども、4月以降は2館とも毎週月曜日に変更になりました。また、祝日も開館することになりまして、年間の開館日もトータルすると増えることとなります。中央図書館の休館日は毎週火曜日のままですので、今後は原則として毎日どこかの館が開館していることとなります。なお、地区図書館におきましては、祝日の場合、翌日が休館日となります。また、中央図書館においては、週3回水、木、金曜日に実施している午後7時までの夜間開館を継続して実施しまして、利用者の利便性を図ってまいります。

次に、イの「図書館見学会・おはなし会等の児童サービス」につきましては、3月に新型コロナウイルスのまん延防止措置期間が終了して以降、おはなし会とわらべうたのおはなし会を再開しております。

コロナにより断続的に事業を休止しているうちに、常連だったお子さんたちも大きくなって来なくなってしまうということもありましたけれども、今後新たな利用者におはなし会に来ていただいて、参加が定着するように、PRに努めてまいりたいと考えております。また、図書館見学会は、小学校3年生と幼稚園・保育園の年長児クラスを対象に実施しておりますけれども、それ以外の学年等でもご依頼があれば、できる限り対応したいと考えております。

ウの、「図書館利用に障がいのある市民へのサービスを充実し、快適に図書館を利用できるよう努める」につきましては、いわゆる障害者差別解消法の

ほか、読書バリアフリー法の趣旨に基づきまして、これまでどおり視覚に障がいのある方々に、サピエ図書館等を利用したサービスを提供していくほか、本を読んで吹き込むというダイジー図書等の充実にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、エの「地域文庫、学校、その他関連機関との連携および市民との協働を推し進め、図書館事業の活性化に努める」につきましても、新型コロナウイルスの感染状況が若干ではありますが落ち着き始めていることから、おはなし会等をお手伝いいただいているボランティアグループ等の活動も徐々に再開しておりますので、今後も連携を深めてまいりたいと考えております。

オの、「市民の要望に応じた的確な資料提供ができるように、リクエストサービスやレファレンスサービスの充実を図る」につきましても継続になります。求められた資料や情報を、的確に探し出し、速やかに提供できるよう、職員の技能向上に努めてまいりたいと考えております。

3の「市内全域サービスの実施」ですけれども、これまでありました移動図書館みずうみ号、本日記念誌をお配りしましたけれども、こちらが令和2年度末をもって運行終了となりました。

その代替サービスとして、令和3年、令和4年の2か年「出張窓口」と銘打って、軽ワゴン車で既存のステーションの場所を巡回しまして、予約資料の貸出や資料の返却、リクエストの受付等を実施しております。令和4年度も引き続き、この出張窓口サービス試行を継続いたしまして、今後の全域サービスのあり方について、検討してまいりたいと考えております。

資料を1枚おめくりいただきまして2ページをご覧ください。

次に、4の「PRの充実について」であります。図書館のホームページや市のSNSを活用し、これまで以上にたくさんの情報発信をしていく予定でございます。

次に、5「子どもの読書環境の充実」につきましては、令和4年度は「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」の最終年、5年目ということになります。令和5年度からの「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」を今年度策定していく予定でありますので、今後図書館協議会の皆様にもいろいろご意見を頂戴したいと考えております。

次に、6「その他」といたしましては、地区図書館の運営について、これまでのサービスを継続し、更なるサービス向上が図られるよう、指定管理者と連携してまいりたいと考えております。

それでは、具体的な図書館事業計画につきましても、事業係長及び地区館指定管理者から順に説明をさせていただきます。

事務局： それでは図書館事業計画について、説明させていただきます。今館長からありました重点目標に沿った形で、具体的な事業を展開していきます。まず1の中央図書館ですけれども、「資料購入」につきましては、図書9,000冊、新聞19紙、雑誌142タイトル、CD200タイトルを目途としまして購入を考えております。次の「図書館見学会」、こちらは小学校の3年生の中央図書館見学会を実施しまして、図書館の利用方法や本と触れあう楽しさを知ってもらうということで、今年度はすでに実施済みで、4、5、6月にかけて市内10校全ての学校が中央図書館に見学に来て、本を借りたり、もしくは楽しんだりしておりました。また、幼稚園、保育園に対しても秋頃、また全園に呼びかけまして中央図書館に来ていただいて、おはなし会や見学をしていただく予定としております。次の「おはなし会」ですが、おはなしの勉強グループ等と連携しながら、中央図書館では毎月第1・3金曜日が4歳から小学校1年生、第2・4土曜日が小学校2年生以上ということでストーリーテリングと絵本の読み聞かせによるおはなし会を引き続き実施していきます。次の「わらべうたのおはなし会」、「赤ちゃんおはなし会」についてですが、おはなし会にまだ入れない乳幼児親子を対象に親子の触れ合いや言葉を通してのコミュニケーションの大切さを知るわらべうたや絵本の読み聞かせ等を実施していきたいと考えております。次の「出前おはなし会」についてですが、小学校等からクラス単位もしくは学校単位での要望を受けまして、児童担当職員が中心となって直接学校に出向いて、おはなし会やブックトーク等を今年度も実施したいと考えています。次に「ビブリオバトル」ですが、知的書評合戦となりますが、参加者がいろいろな本を紹介し、一番面白かった本に投票して、チャンプ本を決めるというものです。こちらのほうも、実施方法等を検討しながら、今年度も実施したいと考えております。次の「ブックスタート」ですが、市の保健センターで行う3、4か月児健康診査の際に、ブックスタートパックという形で本を2冊手渡しまして、その際に本の読み聞かせの内容ですとか、図書館の使い方、赤ちゃんに対する絵本を使った親子のコミュニケーション等についてお話しする事業を行っております。

次の「図書展」ですが、環境を考える図書展、非核・平和図書展、男女共同参画図書展、自殺予防図書展など、市の事業と連携を取りながら、その時々テーマに合わせた関連図書を展示していきます。1枚おめくりいただき3ページの資料ですが、「不用資料の市民等への配布」ということで、図書館で除籍という形で不要になった形の資料の有効活用を図るために、希望する市内公的施設及び市民の方に無償で配布するという事業です。中央図書館2階のロビーにコーナーを常設し図書のほうは随時、雑誌については年に一回、

年度末近くに配布する予定であります。次に「ユニバーサルサービス」についてですが、これは従来のいわゆる障害者サービスで、ボランティアグループの協力を得まして、通常の方法では資料が読めない方を対象にデイジーと呼ばれるデジタル型の録音図書や点字図書等の作成や、実際に対面で朗読するサービス等を実施します。また、図書館まで来るのが困難な方に関しては、資料の宅配サービスも引き続き実施します。次に「ボランティア育成」ということで、音訳者講習会等を開催します。「資料のリクエスト」に関してですが、図書館のホームページ及び利用者用端末からの予約を含めて、迅速で確実な資料の提供に努めてまいります。

次の「図書館への声」ですが、利用者からの声を参考に、より良い図書館運営を目指すということで、匿名で図書館への声を伝えるものを設けてあります。こちらにも継続して行っています。次の「ヤングアダルトサービス」ですが、いわゆるティーンエイジャー、中高生世代の方向けのコーナーを設けてまして、本に触れる機会がどんどん減っていく世代にも図書館を魅力的に感じてもらうための利用促進を図る事業を行ってまいります。最後に「図書館報」ということで「図書館だより」を今日もお配りしましたが、市立図書館からのお知らせ等を含めて、図書館のPRに努めてまいりたいと思っております。

続きまして、2の桜が丘図書館につきましてですが、実際の事業は指定管理者で行っておりますが、資料の購入に関しては市で管理しておりますので、そちらの部分をご説明させていただきます。桜が丘図書館に関しては、資料購入として図書2,400冊、新聞5紙、雑誌74タイトルを目途として購入する予定であります。また、前年度まで実施していましたが図書展や資料のリクエスト、ヤングアダルトサービスなどは、中央図書館と同様に引き続き実施する予定であります。

次に3番の清原図書館についてですが、こちらにも資料購入に関しては、図書2,900冊、新聞5紙、雑誌76タイトルを目途として購入する予定です。同じく図書展やリクエスト、ヤングアダルトサービスについては、中央図書館と同様に引き続き実施する予定です。

最後に4の「出張窓口」ですが、先ほど館長の重点目標にもありましたが、軽ワゴン車による巡回を市内5か所のステーション、中央図書館や桜が丘、清原図書館から遠い方の利便を図るために、本を積んで回りまして、リクエストした資料の手渡しですとか、貸し出しなどを行ってまいります。

続きまして、地区館指定管理者から、独自事業について説明をさせていただきます。

指定管理者： 桜が丘図書館、清原図書館あわせてご説明させていただきます。まず

は定例のおはなし会からです。桜が丘図書館、清原図書館ともに、継続してボランティア団体のご協力をいただきまして、3歳までの親子を対象とした「わらべうたと絵本」、4歳以上を対象とした「おはなし会」を継続して開催してまいります。新しく始めたものとしまして、図書館スタッフのみで行います桜が丘図書館では「スタッフによるおはなし会」、こちらが3歳以上を対象に、第3土曜日に開催いたします。清原図書館では「大人のためのおはなし会」とし、高校生以上を対象にし、開催日は毎月第3金曜日となっております。プログラムですが、桜が丘図書館のスタッフによるおはなし会は、今までの定例のおはなし会と同様にストーリーテリングと絵本などを行っております。清原図書館の大人のためのおはなし会につきましては、毎月一つのテーマを決めて、そのテーマに沿った絵本の読み聞かせや朗読、ストーリーテリングやブックトークなどを行っております。

続きまして、その他の事業についてです。桜が丘図書館の「独自事業」ですが、図書館を使った調べる学習コンクールに関連する展示・講座、科学系講座、「ボードゲーム」イベントなどを計画しております。図書館を使った調べる学習コンクールですが、公益財団法人図書館振興財団が主催しております。小学校1年生以上を対象にしており、公共図書館や学校図書館を使って調べまとめた作品を、応募していただくコンクールとなっております。こちらにつきましては、中央図書館と協議の上開催、進めさせていただきますが、地域コンクールの開催を今後考えていきたいと思っております。

続きまして科学系講座についてです。桜が丘図書館では、恐竜をテーマに国立科学博物館の方に講師を依頼する予定となっております。ボードゲームですが、こちらは地域交流、世代間交流を目的に、子どもから大人まで参加できるようなものを計画しております。

次は「提案事業」です。子ども読書の日おはなし会、子ども読書感想文講座、終活セミナー等を計画しております。子ども読書の日おはなし会ですが、4月23日が子ども読書の日でしたので、そちらに合わせてスタッフによるおはなし会を実施いたしました。子ども読書感想文講座では、小学1、2年生の親子5組を対象に、読書感想文に向く本の選び方から、実際の書き方について学ぶ2日間の講座を、7月に開催する予定となっております。最後、終活セミナーでは、老いに前向きに備えるための情報提供できるような講座を予定しております。

続きまして清原図書館ですが、桜が丘図書館と同様の部分は割愛させていただきます。まず、「独自事業」ですが、先ほどもご説明いたしました図書館を使った調べる学習コンクールに関連する展示や講座、科学系講座、生涯学習を推進する講座などを予定しております。科学系の講座ですが、こちらは

宇宙をテーマに、子ども向けの講座として、宇宙航空研究開発機構 J A X A に関連する方を講師にお願いする予定となっております。生涯学習を推進する講座では、大人を対象に、コロナ禍で手軽に始められる趣味として人気の高まっているおとなの塗り絵を予定しております。提案事業につきましては、桜が丘図書館と同様ですので、割愛させていただきます。

最後に、「合同・共通事業」としまして、図書館だより・こども図書館だよりの発行をしております。図書館だよりは、毎月発行の年12回、こども図書館だよりは、隔月の年6回の発行を予定しております。こちらは図書館のほか、市内施設で配布をお願いしております。利用者用のコピー機を設置しておりましたが、今年度からカラーコピーができる機械を設置しております。事業につきましては中央図書館と相談しながら進めさせていただく予定となっております。

会 長： ありがとうございます。説明は終わりました。議題（1）の「令和4年度事業について」質問等ございましたら、お願いします。進め方ですけども、今回、指定管理制度の導入後、第1回ということで、何かと前例になるかと思っておりますので、丁寧に進めたいと思っております。中央館の事業と指定管理者が行っている地区館の事業と、分けてご質問等いただいて、お答えいただければありがたいと思っております。そのように進めていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それでは、中央館の事業、最初のページからです。図書館の重点目標から3ページの事業までについて、質問等ございましたら、お願いいたします。

委 員： ユニバーサルサービスについてお尋ねしたいのですが、市民グループの協力を得て、録音と点字図書を作成や対面朗読サービスを実施なさる。これは以前からずっとなさっていたことだと記憶しておりますが、これ具体的には対面朗読サービスに関しては、閲覧カウンターでご相談という形になるのでしょうか。

事務局： カウンターに直接ご相談いただいても大丈夫ですし、事前に電話でこういう資料を読んで欲しいとお申込みいただく場合もございます。受付に制限はございません。

対面朗読を行う場所ですけども、中央図書館にある対面朗読室をご利用いただくことにしていますが、そちらをすでに使っている場合は、会議室等で代用する場合がございます。

委 員： それで録音がされているものと、それから点字図書のものでも、重複もお認めになるということになりますでしょうか。

事務局： そのとおりです。

委 員： 対面朗読サービスのものは、1回限りで消滅してしまうと少しもったいな

い感じがいたしますので、もし対面朗読サービスをなさる時には、録音とかをされておられますと、そのあともスムーズにほかの方のご利用にも供することができるかなという気はいたしますが、そのへんはいかがなものなのでしょうか。

事務局： 対面朗読サービス自体を、ご本人が希望なされば、録音することは過去にもありました。以前は著作権の関係があって、その方に読んだものを、ほかの方に提供するというのは難しい問題が結構あったのですけれども、著作権法も改正されましたので、それ自体は可能と思います。録音図書を作る時は、きちんと下調べをして、読み間違いがない、読みつまりもない、その本の内容をきちんと聴いている方にわかるように伝えることが基本となっておりますが、対面朗読はその方に合わせた読み方をするので、例えば目次は飛ばしてしまってくださいとか、特定の部分について私は興味ないから読まなくていいとか、プライベートなサービスなので、それがほかの方に転用できるかということ、ケースバイケースかなと考えております。

委員： ありがとうございます。

会長： 難しい作業でございますけれども、関連しているのでも結構ですし、そのほかのことでも結構ですが、何かございますか。

委員： 録音に関しては、個人的な要望も図書館では承っていただいていると思いますので、そちらにご要望があれば提出していただければいいのかなと思います。

会長： 何かありますか。いいですか。

事務局： 委員は東大和市でまさに対面朗読をしていただいている方なので、対面朗読は時間が限られて、図書館にわざわざ来て1時間、2時間、その部屋にいないといけないというのがありますので、そういう時間が取れないという方には、対面朗読を録音したような形で、その方の要望に応じた形で、資料を読んで録音して、録音したものをお渡しするという、プライベートデージーと呼んでおりますけれども、そういうサービスもしております。

会長： ありがとうございます。他にありましたら。私から一つ、桜が丘と清原の資料購入を中央図書館で担当しておりますけれども、地区館からの要望というのが、多分あるのだろうと思うのですが、そこのやり取りの仕組みというのは、どのようになっていますか、選書する場合の。

事務局： 4月以降、地区館の職員は、選書会議には参加していませんが、その週に出た新刊のリストをお渡しし、その中で地区館の職員が必要と思ったものを、印を付けて送ってもらっています。それを基に中央図書館の職員で、その本が本当に桜が丘や清原に必要なのかということ、予算の面も含めて、あと図書館全体の3館合わせてのバランスなども考えながら決定します。地

区館からの意見を聞きながら最終的な判断は中央図書館の職員がするという形を取っております。

会 長： 地区館の要望というのも当然あると思うので、最終的な決定は中央で管理しなければいけませんけども、それまでは丁寧に積み重ねていくことが、やはり地域に密着した図書館になるには大事なんでしょうね。権限のわきまさえあれば、連絡は密にと、そんなことを意見として思っております。他に何かありましたら。

委 員： 「出前おはなし会」に関してですけれども、どれ位の割合でというか、件数で、「出前おはなし会」は行われていたのでしょうか。

事務局： 昨年・一昨年は、コロナの影響でだいぶ減ってしまったのですが、小学校の読書旬間や読書週間など、学校をあげて読書に取り組むイベントの際に図書館職員が学校に伺って保護者の方やボランティアの方にもお手伝いしていただきながら、「おはなし会」を行っています。毎年お申込みいただいている小学校が3校あります。それ以外にも幼稚園や保育園が図書館に来て、「おはなし会」をして欲しいというご要望があった場合なども、お受けしております。

委 員： ボランティアの方が活躍しているような、そういうことは把握していらっしゃるのですか、図書館側のほうは。

事務局： そこに関しては委員の方が詳しいと思います。

委 員： 授業時間を「おはなし会」にあててくださる小学校が現在5校ありまして、だいたい1学期に1回伺って、ストーリーテリングや絵本を読む時間を持っております。その時は、図書館からというのではなくて、「東大和おはなしの会」という、勉強会がいくつも集まっているのですけれども、その中から派遣されるような形で行っております。それはかなり長く続いている活動です。

事務局： 補足です。市が直接やっていたり、今のように学校から直接ボランティアの方、もしくは保護者の皆さんが読み聞かせをされている学校などの状況を市で年に1度「子どもの読書に関わる団体活動報告書」で取りまとめております。

会 長： ありがとうございます。他に中央図書館に関わることであるでしょうか。それでは、地区図書館の事業計画、4ページのところです。そこについて何かご質問等ありましたら、お願いします。

委 員： その他事業というところで、事業名が「独自事業」と「提案事業」と分かれていますけれども、それがどういう分け方であって、例えば、提案事業の提案者というのは誰なのか教えていただけますか。

指定管理者： まず、私共が指名をいただくにあたりまして、5年間でこういったことをやりますよという提案書を提出させていただいております。そちらに記

載しているものが、「提案事業」とさせていただいております。「独自事業」ですが、また別途、独自事業計画書を5か年分一緒に提出させていただいているのですけれども、そちらが独自事業という形で分けさせていただいております。

委員： 内容が独自と提案では色合いが違うということはあるのでしょうか。独自事業というのは、指定管理者で行っている、例えば、学習コンクールに関連する展示・講座とか、そういうものは独自講座であって、提案事業というのは、今回、東大和市に指定管理者として入られるに当たって、中央図書館に提案された事業という受け取り方でよろしいのですか。

指定管理者： どちらも提案はさせていただいているのですけれども、経費の出所が違うという形になりまして、提案事業は指定管理委託料内からさせていただいている事業になります。独自事業ですが、指定管理料とは別に、会社のほうから出させていただいている事業となっております。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： 要するに提案事業は指定管理を受けるに当たっての内容になっていますということね。契約内容でしょう。だから指定管理委託料の中から出ますよと、そういうことですよ。独自事業は、会社がそれよりももっと上乘せして行っている事業であると、従ってそれは会社のいわば経費の出所は会社である、そういう考えでいいですよ。

指定管理者： そのとおりでございます。

会長： それが指定管理制度では、会社によって、良い会社は頑張ってくれると、そういうことですよ。頑張ってください。

委員： 「おはなし会」でお伺いしたいのですが、清原図書館に新たに「大人のためのおはなし会」というのをお始めになるということで、対象は高校生以上となりますが、そうすると、高齢者までかなり幅広い年代を網羅するということになると思うのですが、具体的にはどういう内容を想定していらっしゃるのかについて、お尋ねしたいのですが。

指定管理者： 今まで継続してやられていた「おはなし会」が中学生までを対象にしていたということで、それ以上の方ということで、高校生以上とさせていただいたのですけれども、ただ、開催日が平日の金曜日の午前10時半からなので普通の高校に通われている場合、難しい時間帯です。プログラムとしましては、1つのテーマ、7月が「星と神話」というテーマにあった絵本、本、ブックトーク、ストーリーテリング、詩の朗読などを、この4月から行っている状況となっております。実際にご参加いただいているのは、やはり年齢層が高めの女性が中心です。今月、初めて男性の方がお一人ご参加いただいたという実績となっております。

委員： そうすると、高校生以上となっておりますけど、現実的には一般の大人の方が参加なさっているということによろしいですか。

指定管理者： そのとおりです。

委員： 今のところなのですが、第3金曜日というお話で、しかも午前中というお話なのですが、これは曜日だとか、時間帯の設定というのは、例えば幅広い年代に開いていくのであるならば、今、ご説明にあったように、あまり適切な時間帯ではない気がしますけれども、そのへんはどういう事情で、このような。

指定管理者： 土日なども検討はしたのですが、清原図書館の周辺は、東大和市内で一番年齢層が高い方がお住まいだということがあります。あとは老人福祉館と一緒に施設となっておりますので、便宜上高校生以上とさせていただいておりますが、世代のターゲットとしては、年齢層が高めの方を設定しておりましたので、逆に平日のほうが時間があるのかなということも考えまして、この日程にさせていただいております。

会長： 私から一つ、4ページの共同事業で図書館だより年12回とありますね。中央図書館のほうの3ページの上の欄で、図書館だよりがありますけど、これと別のものを発行するのですか。

指定管理者： 別のものを発行しております、名称が図書館だよりですと、一緒になってしまいますので、地区図書館だよりという形で配布させていただいております。

会長： もうすでに発行しているのですね。

指定管理者： 4月から毎月発行しております。基本的に第3木曜日が館内整理日としまして、どちらもお休みになっているのですが、その日を発行日として配布を開始しております。

会長： 中央図書館長を通して、我々にもそういうものをいただければ、参考になりますので、打ち合わせしておいてください。

指定管理者： かしこまりました。相談の上、お渡しできるようにさせていただきます。

委員： 中学校でも、行事等で図書館にないようないろいろな旅行関係のもの、歴史的な資料とか、またそういったものを活用できる機会には、お願いしたいなと思っております。

今、タブレットパソコンが入ったので、図書館ではパソコンを使いながら、必要があれば学校のタブレットと見てはいますけれど、ない資料もいろいろありますので、必要があれば依頼を掛けて、図書館からお借りできればと思います。

会長： 他にあるでしょうか。それでは、ないようですので、議題（1）の「令和

4年度事業について」は終了といたします。

8. 報告

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について

会 長： 続きまして、次第の8. 報告に移ります。報告(1)「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応について」説明をお願いします。

事務局： では報告(1)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応につきましては、こちら資料はございませんので、口頭でご説明いたします。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等が何度も発出されまして、それに伴う臨時休館をしましたり、それから臨時休館が明けたあとも座席数の制限ですとか、おはなし会等の事業を中止するなど、図書館サービスにも様々な影響がございました。幸い令和4年3月に東京都の「まん延防止等重点措置」が解除になり、その後の「リバウンド警戒期間」も終了しましたので、現在、図書館では全ての制限を撤廃し、コロナ前のサービスを行っております。令和2年以降、図書館では、施設・整備面での対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、カウンターや閲覧席へのパーティションの設置、図書除菌機の購入などを行ってまいりました。直近で令和4年3月の市議会の補正予算では、やはり国の交付金を使いまして、各図書館の入口に非接触型の検温器、顔を近づけて熱を測る機械を設置いたしました。今後、中央図書館におきましては、レファレンス室や、こちらの会議室や視聴覚室等の椅子や机について、抗ウイルス対応のものに順次入れ替えていく予定であります。また、利用者の方から返却された資料についてですが、これまでは1点1点消毒を行ってきたのですけれども、これを、5月25日をもって終了いたしました。カウンターやお客様が使う資料の検索機の消毒については、今後も継続して実施してまいります。また、館内におけるマスクの着用についてでありますけれども、国の基本的対処方針が本年5月23日に変更となり、それに基づく対応として、屋内においても、他者との距離(概ね2メートル以上が目安)が取れており、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は求めないということになりましたので、もし図書館内でそういうシチュエーションがあつて、マスクをしていない方がいらっしゃっても、それはこちらのほうからマスクしてくださいとは言わないということにいたしました。また、未就学児についても、マスクの着用は求めないと国の方針が変わりましたので、こちらについても、図書館も同様の対応といたしました。例えば中央図書館のレファレンス室で、個人席で調べ物をするような場合などは、隣の席と離れており、基本的には喋らないということで、マスク非着用で良いということになります。ただ、

カウンター等で職員と会話する時や、お客様同士が会話する場合には、引き続きマスクの着用にご協力いただくこととします。感触としては、皆さん引き続き着用されているかなという印象は受けております。コロナに対する対応の説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。何かご質問はありますか。図書の除菌機というのですが、あれは学校図書館には設置されているのですか。

委 員： 小学校にもありますね。コロナの予算で、三小は購入しました。読んだあと、子どもたちがその中に入れる。そうすると、殺菌される。一定の時間が過ぎると、司書が元に戻す。

委 員： 中学校はないですね。

会 長： そうですか。あれは借りた人がやるのではなくて、職員がやるのですか。

事務局： いえ、利用者の方が本を借りて、ご自宅にお帰りになる前にされているものです。

会 長： 返す時は。

事務局： 返す時は、これまでは図書館で拭いていたのですけれども、今後はそのまま戻しますので、引き続き借りた方で、気になる方はそれを使っていただくとしております。それから、日本図書館協会でガイドラインを、国の方針が変わったのに伴い、更新しましたが、資料そのものの消毒よりも、読む前、読んだ後の手洗いをしっかりしてもらうことに重点を置いた呼びかけをしようということになっておりまして、図書館も引き続き館内のポスターなどで呼びかけをしております。

会 長： なるほどね。地区館のほうでは、何かそういう関係はありますか。留意していることとか。

指定管理者： 基本的には、対応がずれてしまうと問題があると思いますので、中央図書館と同じ対応をさせていただいております。

会 長： 協議しながらやっているのですかね。新しい、まだ導入したばかりで、我々わからないのでね。どこまで連携が取れているのか全然わからないものですから。ほかに、何か質問等ありますでしょうか。だいぶ、丁寧に対応を取っているようですので。それでは、これについては終了といたします。

(2)「中央図書館会議室の試行的開放について」

会 長： 報告(2)「中央図書館会議室の試行的開放について」説明をお願いいたします。

事務局： 「中央図書館会議室の試行的開放について」説明を申し上げます。お手元に資料2がございますので、ご覧ください。中央図書館においては、平成27年度から、会議室を自習室として試行的に開放しております。試行期間は、

毎年学校の長期休業期間に合わせまして、図書館事業がない場合に限り実施しております。令和3年度も実施する予定でしたが、ちょうど夏休み期間がコロナの緊急事態宣言の期間となってしまったので、夏の期間は実施せず冬期は実施をしました。利用にあたっては、利用者の方に入館時の検温、手指の消毒や退出時の机の消毒を行っていただくなどの感染防止対策を行っております。

会 長： ありがとうございます。何かご質問等ありますか。意見でももちろん結構なのですが。この資料2の文書には、対象者等と書いてありますね。そのところで、「小学生、中学生、高校生、大学生」これは全部学生ですよ。「及び進学希望の方」、進学だから上の学校へ行くということでしょう。就職の方はどうなのですか。

事務局： 一応、自習なので、進学希望は浪人生ですとか、もしくは大人の方でもこれから何か学校に入りたいということであれば、年齢は問わず、進学希望ということで受入れております。ただ、一応学生を中心として考えておりますので、今流行りのテレワークですとか、大人の方が資格取得のために勉強するというのは、今のところはお遠慮いただいて、学生を優先して考えているところです。

会 長： 図書館のものの考え方で、学校へ行くという人よりは、これから社会に出る人に勉強してほしいよね。本当はね。やはり社会に出る人こそ図書館に親しんで、社会に出てからなお図書館で学んでほしいと。大学へ行く人は大学で勉強できるわけだから。社会に出る人はそういうチャンスが減るわけだから、まさに自習なのですよね。もし勉強したいという人がいれば、学校へ行くわけではないけれども、就職の勉強がしたいということであれば、喜んで受け入れてほしいですよ。そんなことです。意見です。ほかに何かありませんでしょうか。

委 員： 小学校の夏休みの終わりというのが、8月24日なのです。25日から、小学校、中学校とも始まるという、そういう状況になっています。

会 長： その間は、土日だけはどうぞということですね。

事務局： そうですね、高校生になりますと、いつから新学期かは学校によりいろいろあるかと思うので、わかりやすく8月いっぱいとおさせていただいております。

会 長： 普段の図書館の本を読む場所で受験勉強をしている場合、どのような対応をしているのですか。

事務局： レファレンス室は基本的には、あの部屋の資料を使っての調べ物にご利用を限定させていただいております。あとは、2階のロビーにある机ですとか、1階のフロアなどでもお客様が少なく、ご迷惑がかからないようであれば、

やっけていてもそんなにということはありませんが。できますかと言われたら、ご遠慮いただいております。読書をする方を優先させていただきたいというお話をしております。

会 長： どこの図書館でも、これが悩みの種だと思うのですけれども。受験書を自分で持ってきて1日頑張るといふ子は、やはり歓迎されない。

事務局： ご要望はあるのですけれども、なかなか隣の会議室を1年間それ専用の部屋にしてしまうには、ほかの利用が多くありますので、実際は難しいかなと思っております。したがって、夏休みと冬休みと春休みは、せめてということで、試行ということでやっております。

会 長： そういう部屋がほしいよね、子どもにとっては。だけれど、図書館の利用者との兼ね合いというものもありますからね。

委 員： 大学は、今大体新しい図書館を作りますと、自習室をふんだんに作るように変わってきていますので、中央図書館もこれからは、少しずつそういうスペースを確保しながら建築をしていくということが望まれるのかなと思っておりますが、現状なかなか難しいというご事情ですので、どこか図書館以外の施設でも、そういうスペースが取れば、市のほうでご用意いただければありがたいかなと思っております。

会 長： 昔は夏になると冷房がなかったからね。とにかく図書館に入りたかったけれども、今は家でも冷房ありますからね。学校が開放してくれるというところはないのですかね。

委 員： 4時までは、勉強していても構いませんよということはありません。それは学校によって、考え方とか、管理上のことで、やったり、やっていなかったりするとは思っています。

会 長： やっている学校一覧というのを作って、図書館で、あっちならやっていますよと言って送り出すという手も。悪いことをやるわけではないですからね。

委 員： 小学校は7月中であれば学校のほうで、例えばプール教室もやっているし、その裏でお勉強。学校の先生も7月は個人面談等も行いながら、いますので、入れていますね。クーラーも入っていますので。

会 長： そういうルートも、場所もありますよということですよ。大事なことですよね。ほかに何かありますでしょうか。ないようですので、報告(2)については終了といたします。

9. その他

会 長： 次第9. その他について、委員の皆様から、何かありましたらお願いします。

委 員： 小学校のほうで、今、GIGA スクールの端末をそれぞれ子どもたちが持っているのですね。何か調べ物が出てきた時に、従来だと、これが無い時だと、

図書館に行ってちょっと調べよう、百科辞典を開いたりとか、そういう子どもの姿が見られたりしたのですね。今は、GIGA 端末があるので、そこで検索して調べようとする子とか、いるのですね。そのような中で、この間こういう光景があったのです。1人の子どもが、ちょっと調べたいのだけれどここには載っていない、検索もちょっと難しい。どこかの地域の図書館で、これに関する本がないかな。そういうことを、ぼそぼそと言う6年生がいたのです。そうか、調べたいのだな、偉いなという声掛けをしたのですけれども、そういった場面で、例えばなののですけれども、今、オンラインという環境があるではないですか。いきなりそういうのは難しいとは思いますが、例えば、オンラインでどこかの図書館と繋いで、こういう本ありますか、そういうような質問を、子どもが図書館の人に話をして、ありますよ、ないですよ、これだったらこういうところに行くと思うよとか、そういう会話等ができるようなシステムというのが、あれば良いのになと思ったのです。そういう状況も学校ではあるよということを、ちょっと今日話をしていきたいなと思って、今、発言をさせていただきました。

会 長： 何かございますか。どうぞ。

事務局： 良いアイデアですね。図書館も受け入れ態勢がございますので、電話をかけていただければ出ますけれども、オンラインはある程度予定して設定しないと、呼んでもらっても出られないということもありますので、また何か日を設定して、オンラインでやってみようというのものもあるかもしれません。ただ、個別にお子さんでも電話のレファレンスはもちろんお受けしていますし、学校を通じてのレファレンスということで、特定のテーマに関する資料を集めてお届けするのは、今でもやっているところです。オンラインは今後の課題とさせていただければと思います。図書館にはインターネット端末のみでGIGA 端末がないものですから。

委 員： 学校の中では、Teams といって、マイクロソフトのアプリを使って、学校の中でお友達同士でチームを作って、お勉強した内容を共有したりとか、先生と繋いで、先生とのやり取りをしたりしているのですけれども、そういうものが例えば図書館にあれば、チームを作って、やり取りができるとか、そういう時代に、わからないのですけれども、子どもたちやっているの、すごいなと思って。ついていけないのですけれども。

事務局： では、教育委員会に相談して、図書館にも端末を1台いただけるように、考えてみたいと思います。仲間に入れてくださいということで。

会 長： 図書館が遅れているようでは、ほかはもっと遅れている。人材の問題ですよ。機械は入れるかもしれないけれども、それを活用してはどうかという意見がこの会議から出ましたので、教育委員会に伝えておいたほうがいいで

すよ。

その他で、私から1つ。この協議会に、指定管理者の方々が、どこまで出席していただければ良いのかなというのが、ちょっと関わりが、まだ全然わからないでしょう。細かいことを詰めたこともないし、話にも上がったことがないので。今日はフルメンバーなのですよね。これ以上はあり得ない。出てくるとしたら、このメンバーが全員出てきてほしいというのか、あるいは、中央図書館長がいるからいらないということもあるし、総括館長お1人で良いのではないかとか、いや両館長必要だとか、その次はもっと上の人に来てくださいというような、いろいろな考え方があろうと思うのですが、中央図書館長を中心に最後は詰めてもらうのですが、我々の意向として、どこまでお出でいただいたほうが良いか。そこらへんは何かありますか。要望とか、こんなふうに来てくださいとか。根拠で言えば、図書館法からさかのぼってくるのですよね。先ほど教育長が触れていましたけれども、館長に意見を述べるができること。その館長とは一体誰なのだと。中央図書館長のことを言っているのか、指定管理者が入っているから一応線が引かれていますから、総括館長がいれば、総括館長が良いのではないかと、いや両方館長がいるのだから、お2人だと。図書館法の館長とは何ぞやと、そこから難しく言えば関わるのですけれども、そんな難しいことを言わずに、いろいろ意見もあるし、市民からこういうことを聞いていますよというのを伝えたいというのであれば、中央図書館長を通して伝えるという手もあるし、直接伝えたいという委員の意向もあるしと。そこらへんで意見があれば、あとで中央図書館長のほうで詰めてもらうのですが。

委員：今日は指定管理者の方に質問させていただいたりして、やはり、直接聞けるのはとてもありがたいことなのですね。まだ4月からスタートして、まだ3か月ですので、どういうものか、お互いによく見えていませんけれども、これから先、いろいろなことが起こり、何か伺いたいときに、もちろん中央と地区館で毎月情報交換をされるということだと思いますけれども、やはり直接伺いたいこともあるなと思います。できれば、参加していただけたら私は嬉しいなと思います。

委員：私も同じで。毎月あるわけではありませんので。

会長：年3回ですから。

委員：はい。ですから、その時はぜひとも、と思います。

委員：私も、同じように考えます。この場でご質問を差し上げても、お答えいただくのが時間が経って次回となってしまうと、困ることもあるかと思しますので、直接伺えたほうが、こちらとしてはありがたいかなと思います。

委員：今日はお聞きするばかりだったのですけれども、やはり意見が活発に行く

には、フルメンバーというお話がありましたが、すぐ即答していただけるので、いらしていただいたほうが良いかなと思います。

委員： 指定管理者が入ったばかりということもありますので、できればいらしていただいたほうが良いかなと。

会長： 年3回とは言え、これだけ来ていただいて、仕事がこちらに関わってしまうので、いろいろ事情が多分あるはずですから、一応意向としては、皆さん館長さん3人、2人になりますかね、統括館長と、兼任ですから。お2人には来ていただきたいと、そういう意向でまた、中央図書館長のほうで詰めていただいて、今の意向をぜひ活かしていただきたい。そんなことでよろしいですか。ありがとうございました。それでは、「その他」について、終わりにいたします。

10. 閉会

会長： 事務局から何かありますでしょうか。どうぞ。

事務局： 次回第2回図書館協議会の開催予定ですが、11月上旬頃を考えております。また、詳しい日程の候補日が決まりましたら、また調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長： ありがとうございました。それではこれをもちまして、令和4年度第1回東大和市立図書館協議会を終了いたします。ありがとうございました。

委員一同： ありがとうございました。